

「秩父市新型コロナウイルス感染症時短営業等協力奨励金」



電子申請・届出サービスによる
申請はこちらから

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言に伴い、県から発出された時短営業要請に応じた市内飲食店及び当該飲食店に直接納品している市内卸売業等に対し、経営継続を支援するため、奨励金を交付します。また緊急事態宣言解除後の集客及び感染拡大防止を図るため、10万円以上の新型コロナウイルス感染症防止備品の購入及び工事を行った市内対象店舗に対しても奨励金を交付します。

【申請期間】 令和3年2月1日(月)から5月31日(月)まで(消印有効)

【対象者・交付金額】 以下の表のとおりです。

	対象者	交付金額
1	秩父市内の飲食店で、埼玉県の「埼玉県感染防止対策協力金(第4期)、(第5期)、(第6期)、(第7期)」のいずれかの交付を受けた方	1店舗5万円
2	秩父市内の時短営業協力飲食店及び、時短営業要請対象外の対面接客を主に行う店で令和3年1月12日から令和3年4月30日までに市内事業者から合計10万円以上(税抜)の新型コロナ対策備品購入や店舗改修を行った方	1店舗5万円
3	秩父市内に本社を置く卸売業及び小売業者で、1の対象店舗に対し、令和2年6月1日～令和2年12月31日までに3回以上同一店舗に食材等を卸した方	1事業者10万円
4	市内運転代行業者	1事業者10万円

対象を拡大
しました!

※2の具体例は裏面を参照してください。

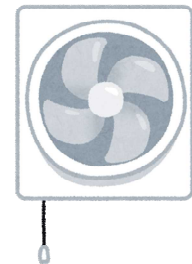
【申請方法】 必要書類をご用意の上、秩父市電子申請・届出サービス、もしくは郵送にて、「商工課」へ申請ください。※必要書類については、別紙参照のこと。

【その他】 何かご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 秩父市役所 産業観光部 商工課
〒368-8686 秩父市熊木町8番15号(歴史文化伝承館3階)
☎0494-25-5208(直通)

※新型コロナ対策備品購入及び改修工事の例

- ・飛沫防止のためのパーティションの購入・設置
(ビニールの購入や自作は×)
- ・空気清浄機の購入・設置
- ・二酸化炭素濃度検出器の購入・設置
- ・入口設置型体温計の購入・設置
(サーマルカメラ・非接触温度検知器 等)
- ・紫外線殺菌装置の設置
(空気滅菌用のもの)
- ・換気扇の増設工事
- ・入口の自動ドア化
- ・洗面台の自動水栓化
(化粧室等不特定多数の方が使う場所)
- ・トイレの洋式化
(飛散防止のため、蓋がついたもののみが対象)
- ・非接触型決済の導入物品購入
(導入手数料等は×)



上記以外にも、各業種の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく対策について認定しますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください！！

〈参照〉

埼玉県感染防止対策協力金(第4期)・(第5期)・(第6期)・(第7期)についての内容や申請方法等は、下記 HP をご覧ください。

○埼玉県感染防止対策奨励金 (第4期)・(第5期)・(第6期)・(第7期) について (埼玉県 HP)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-4.html> (第4期)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-5.html> (第5期)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0107/kyuuhukin/kyuuhukin6.html> (第6期)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-7.html> (第7期)

埼玉県感染防止対策協力金(第4期)・(第5期)・(第6期)・(第7期)については、相談窓口が開設されておりますのでご不明な点は下記へお問い合わせください。

○埼玉県中小企業等支援相談窓口(埼玉県感染防止対策協力金 事務局)

受付時間：平日 午前9時から午後9時まで

土日祝 午前9時から午後6時まで

電話番号：0570-000-678